

# 第 11 回愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会 議 録 (要点筆記)

## (日時)

平成 28 年 1 月 26 日 (火) 18:30~19:10

## (場所)

松山市役所 本館 8 階 8-1 会議室

## (出席者)

委 員：妹尾会長、宇都宮委員、甲斐委員、兼平委員、土居委員 計 5 名  
事務局：樋口事務局長、宮本事務局次長兼総務課長、志賀事業課長、藤井総務企画係長、  
高岡資格管理係長、近藤医療給付係長、高倉主事、安井主事 計 8 名  
合計 13 名

## (署名委員)

妹尾会長、宇都宮委員

## (議事の概要)

- ・委員の互選により、妹尾委員を会長として選出
- ・会長により、甲斐委員を会長職務代理者として指名

## (議題)

行政不服審査法の施行に伴う情報公開条例等の改正について

### 《資料に基づき事務局説明》

「公正性の向上」、「使いやすさの向上」、「国民の救済手段の充実・拡大」を目的として、平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法（以下「法」という。）が全部改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行される。このため、法の規定に基づく不服申立て等に関して規定している愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例等について、関係規定の整備を行う必要があり、主に以下の点について改正する。

#### (1) 審理員制度の適用除外

改正行政不服審査法で新たに設けられた審理員（処分に関与しない職員）による審理手続について、広域連合における処分の性質、第三者機関の関与の在り方等に照らし、審理員を指名せず、既存の「情報公開・個人情報保護審査会」において行うこととし、その旨を条例に規定する。

#### (2) 不服申立ての手続きの「審査請求」への一元化

これまで、処分を行った行政庁に対して行う「異議申立て」と、処分を行った行政庁以外の行政庁に対して行う「審査請求」に区別していた不服申立ての手続きについて「審査請求」に一元化されたことに伴い、必要な文言整理を行う。

#### (3) 手続きの追加等

今回の法改正で追加された手続き等を反映させるため、以下の規定を追加する。

- ・ 開示請求等に係る不作為に対する審査請求の追加
- ・ 審査会への諮問の際における弁明書の写しの添付
- ・ 審査請求人等に対する意見書又は資料の写しの送付等及びその際における当該意見書等提出者への意見聴取

(4) 審査請求をすることができる期間（審査請求期間）が、現行の 60 日から 3 か月に延長規則改正で対応する。

#### 《質疑・意見》

- ・ 審査請求の手続きにおいて、条例改正案には弁明書の提出を義務付ける規定が新たに追加されているが、今までは弁明書を提出する制度はなかったのか。

現行の条例においては、弁明書の提出について明記をしていなかった。過去には不服申立ての実績がなかったが、実際に不服申立てがあった場合は、理由説明書等を提出して手続きを進めることとなる。

- ・ 審理員の適用を除外することについて説明があったが、これは、法の求める趣旨を満たさないことになるのではないかと。また、他の自治体でも同様に、適用除外の規定を設けるケースが多いのか。

審理員制度は、公正性の向上を目的として、新たに設けられた規定である。法においては、公正性を確保できるのであれば、当該規定の適用を除外することを認めており、当広域連合において検討した結果、第三者により組織する本審査会への諮問手続きにおいて、既に公正性を確保するための制度を構築できているものと考えている。

愛媛県や県内の市町におかれては、主に平成 28 年 3 月に条例改正を行うこととされているため、県外の自治体の例を参考としたが、適用除外の規定を設けている事例は多く見受けられる。

また、広域連合は、県や市区町村と比較して規模が小さい。審理員は、審査請求に係る処分等に関与した者以外の者を指名して行うこととなっているが、当広域連合の全職員 26 名が、同一の後期高齢者医療制度に係る事務を担っていることから、職員のうちから審理員を指名することは、公正性や中立性の観点から適当ではないと考えている。

- ・ 審理員の適用を除外することについて、他の都道府県広域連合における検討状況はどうか。

他の都道府県広域連合において、把握している限りでは、当該規定を適用除外とする広域連合がほとんどであった。

#### (その他)

平成 29 年 1 月提出分から、委員の報酬に係る給与支払報告書等への個人番号の記載が必要となるため、次回の会の際に通知カード等の写しを提出いただくよう、事務局から依頼を行った。

署名委員

会 長

妹尾 克敏

委 員

宇都宮 嘉忠